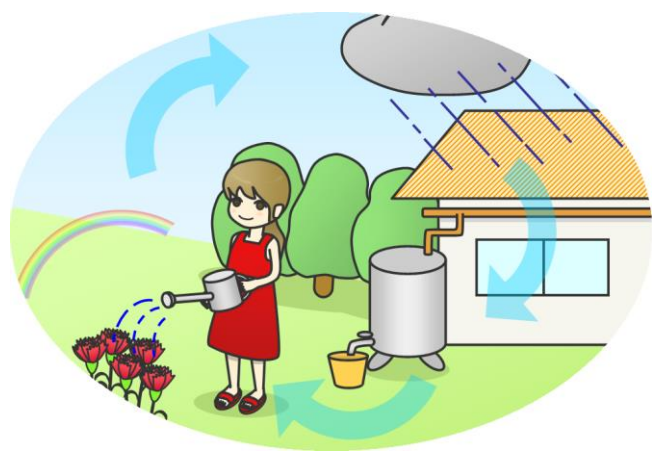


雨水貯留施設設置補助のご案内

雨水の有効利用

非常時の生活用水

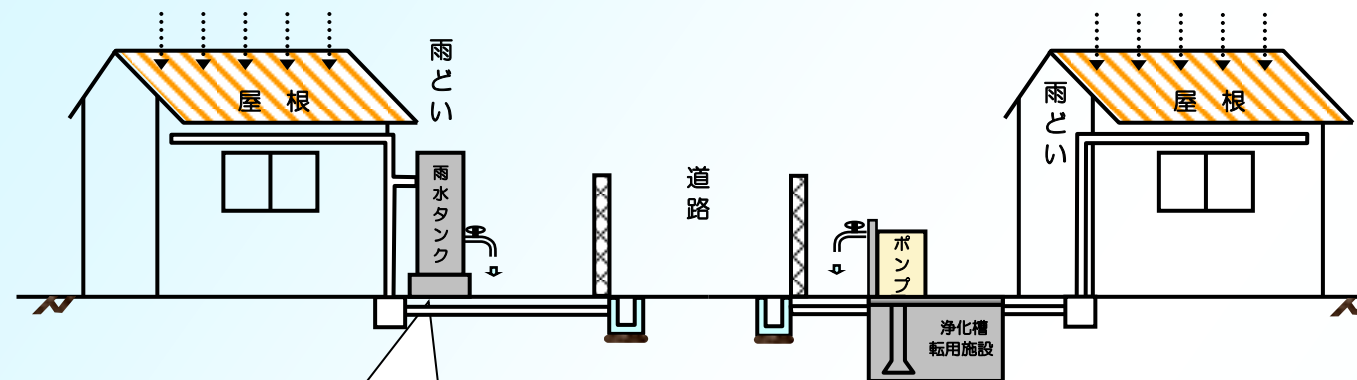
浸水被害の軽減



大分市にお住まいの方、または大分市に店舗・事業所等を置く団体を対象に、雨水貯留タンクを購入し設置する費用の半額（最大25,000円）を補助します。
※浄化槽を雨水貯留施設に転用して使う場合は最大50,000円

- 個人の住居だけでなく、**店舗・事業所等も補助対象**になりました！
 - **雨水貯留タンクは設置後の申請**に変更し、申請手続を簡略化しました！
- ※浄化槽を雨水貯留施設に転用して使う場合は、これまで同様、工事着工前の申請となります。
※予算に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

補助の対象となる施設



雨水貯留タンク
屋根に降った雨水を貯めるものです。貯めた雨水は庭木の水やりや非常用水として利用できます。

浄化槽転用雨水貯留施設
屋根に降った雨水を不要になった浄化槽に貯めるものです。ポンプでくみ上げて利用できます。

雨水貯留施設 3つの効果

1. 浸水被害の軽減

屋根に降った雨を貯留施設に一時的に貯めることで、水路や側溝などに一気に流れ出る雨水の量を減らすことができ、浸水被害を減らすことにつながります。



2. 雨水の有効利用

貯留施設に貯めた雨水は、樹木・草花への水やりや、庭の散水など雑用水として、有効利用できます。



3. 非常時の生活用水

貯留施設に貯めた雨水は、突然の災害などで水道が止まってしまった時に、消火用水やトイレなどの生活用水として利用できます。



雨水貯留施設設置補助金

対象者の要件 <small>(右を全て満たす個人または団体)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で雨水貯留施設を設置する者 ●市内に住所を有する個人、または市内に店舗・事業所等を置く団体 ●自らの住居または店舗・事業所等として使用している建築物のある土地に設置する者 ●過去5年以内に同補助金の交付を受けていない者 (個人にあつては、同一の世帯に属する者を含む) ●市税の滞納がない者 ●国、県、市その他の団体から同様の趣旨の補助金等を受けていない者
対象施設 <small>(右を全て満たすもの)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●雨どいに接続し、屋根の雨水を貯留する施設 ●貯留容量が100リットル以上 ●設置から5年以上使用できるもの ●雨水貯留タンクについては、雨水貯留用またはローリータンクとして市販されていること ●浄化槽転用施設については、ポンプ設備があること <p>※雨水貯留タンクは購入した日から1年以内、かつ、設置した年度内でなければ交付申請することができません。</p>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水貯留タンクについては、製品の本体価格・付属品価格・設置費用・配送費・消費税等のすべての経費 ●浄化槽転用施設については、雨どいからの配管工事等に加えポンプ価格・設置費・消費税等のすべての経費 <p>※工具、脚立、作業台等の購入費用は対象となりません。</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は切り捨て) ●但し、雨水貯留タンクは25,000円、浄化槽転用施設は50,000円が限度となります。
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水貯留タンクは設置後に交付申請書兼実績報告書を提出をしてください。 ●浄化槽転用雨水貯留施設は工事着工前に交付申請書を提出し、市からの交付決定後に工事着工・実績報告を行ってください。

※予算に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

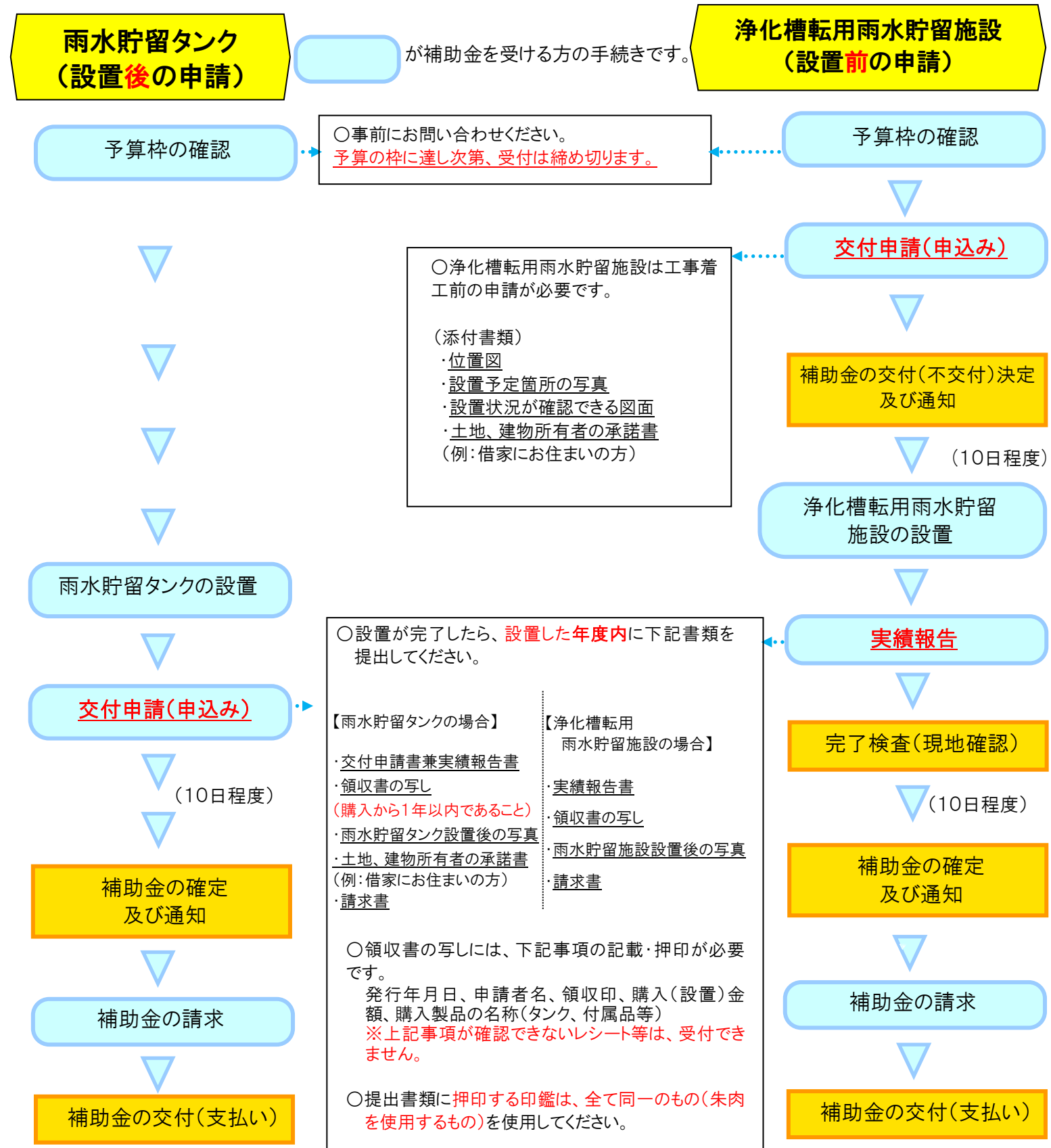
補助金交付の具体例

(例)雨水貯留タンク本体・付属品が50,000円 設置費用が10,000円の場合

本体価格・付属品費	:	50,000円
設置費用・配送費	:	10,000円
合計	:	60,000円
市からの補助金	:	▲25,000円
申請者の負担額	:	35,000円

※雨水貯留タンクは、購入者自身で設置することも可能であり、その分費用を減らすことができます。

補助金を受けるまでの手続について



お問い合わせ・申請先

大分市土木建築部河川・みなと振興課
 受付時間 平日 8:30~17:15 (土日・休日・年末年始をのぞく)
 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話:097-578-7748